

令和6年第4回定例会（第2号）

令和6年12月10日（火曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問

○出席議員（14名）

議 長	14番	木 下 敏	副 議 長	13番	川 村 主 税
	1番	澤 出 明 宏		2番	神 崎 和 枝
	3番	江 口 勝 幸		4番	青 山 金 助
	5番	川 上 弘 一		6番	佐々木 陵 二
	7番	田 村 敏 郎		8番	稲 垣 明 美
	9番	中 川 友 規		10番	平 松 俊 一
	11番	上 野 武 彦		12番	池 田 誠 悦

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉 原 太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	工 藤 稔	統括監兼財政課長	青 山 栄久雄
統括監兼都市住宅課長	川 島 篤 実	総 務 課 長	中 村 雄 司
情 報 防 災 課 長	庭 田 昌 輝	政 策 推 進 課 長	笠 原 泰 之
税 務 課 長	佐 藤 恵美子	会 計 課 長	佐々木 宏 美
住 民 課 長	福 川 晃 也	環 境 生 活 課 長	村 山 德 收
福 祉 課 長	谷 口 真 樹	子 育 て 支 援 課 長	川 崎 恵 子
健 康 推 進 課 長	竹 内 圭 介	商工労働観光課長	岩 上 剛
農 林 水 産 課 長	村 上 宏 樹	土 木 課 長	松 本 博 和
上 下 水 道 課 長	池 田 晃		

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 倍 楼 司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 総 務 課 長	磯 場 嘉 和	学 校 教 育 課 長	柴 田 憲
生 涯 教 育 課 長	花 卷 亘	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	福 永 崇 弘
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	高 橋 雅 貴		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局 長 赤石 旭

○本会議の書記

事務局 長 広部 美幸 書 記 山本 翔大
書 記 伊東 宏樹

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

7番 田村 敏郎 8番 稲垣 明美

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第4回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

7番 田村敏郎 議員

8番 稲垣明美 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

一般質問

○議長（木下 敏） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） それでは、通告に従いまして、1点、質問をしてみたいと思います。

七飯町における教育の在り方について。

新たに教育長に就任されました倍楼司氏には、七飯町のさらなる発展に向け、手腕を発揮していただくことに対し、大いに期待してやみません。

つきましては、次の点について伺いたしたいと思います。

1、小学校の運動会で、子どもたちが一緒にゴールできるようにスタート位置をそれぞれずらしていたということが保護者の間で話題となっているが、町内にもそういう事象があるのか、また、そのことにより、どのような教育的効果があるのか、教育長の見解を伺いたい。

2、近年、保護者が先生の家庭訪問には協力的でないという話が聞こえているが、渡島管内の実施状況はどうなっているのか。家庭環境を知るとは、その子の指導上必要と思われるが、教育長の見解を伺いたい。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） 1点目でございますが、これは、かけっこや徒競走において、足の速い児童と遅い児童においての配慮や調整の有無ということで御答弁いたします。

七飯町内の各小学校及び義務教育学校の運動会では、別日程で開催している1校を除いて、名称はそれぞれ異なりますが、低学年ではかけっこ、中高学年では徒競走などの、いわゆる短距離走を全校児童が参加する形で実施しております。

どの学校においても、特別支援学級の児童も含め、参加する児童全員が楽しめるように工夫を凝らして実施されておりますが、一緒にゴールするような距離の調整などは実施しておらず、同学年の児童は同じ距離で競うようになっております。

児童数が多い学校では、あえて順位をつけての表彰をしなかったり、走る速さが近い児童を組み合わせるなどの配慮は行っておりますが、順位が下位であっても、児童一人一人が頑張りや、努力の結果を感じたり、競争だけでなく、お互いに協力することの連帯感や達成感を感じ取れるような競技など、誰もが楽しめる運動会を目指して取り組んでいるところでございます。

2点目でございますが、渡島管内の各自治体にお聞きしたところ、家庭訪問の実施状況については学校によるとのことで、正確な把握はできませんでした。

コロナ禍により、これまで行われてきた全校一斉の家庭訪問は、主に感染防止対策から中止する方向に進みました。他の行事を含め、慣例の見直しが広がったほか、教員の働き方改革を進める動きなどもあり、個人懇談との選択制や希望制などに変わるなど、全般的に定期的な家庭訪問の実施は難しい状況と見られ、七飯町内においても、大沼岳陽学校鈴蘭谷分校を除く町立学校7校中1校を除いて、全校一斉の家庭訪問は実施しておらず、代わって個人懇談等を実施しております。

ただし、実施している1校につきましても、玄関先の訪問となっており、所在の確認に重きを置いた実施となっております。

一般的な考え方となりますが、家庭訪問は、児童生徒の養育環境や保護者の教育方針などを把握できる機会の一つではありますが、共働き世帯の増加による日程調整の困難、保護者の負担増などを鑑みますと、全校一斉となる家庭訪問の実施は難しい要因が多いと考えております。

全校一斉の家庭訪問に代わりまして、個人面談、個人懇談の実施や、必要がある場合には、適宜面談や訪問を行うことで、学校と家庭における子供の情報の共有に努めておりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） なかなか分からないと言えはおかしいのですけれども、これはどうなのでしょう。

1番目の関係ですけれども、まず町内で、低学年のかけっこ、上のほうは徒競走ということで、楽しめるようなバーダーという位置づけなのですけれども、さっき聞こえなかったのは、距離がどうのこうの、順番をつけないどうのこうのとあったのですけれども、これをもう少し詳しく、順番をつけないとか、特に七飯町内に限定して結構なのですけれども、先ほどの答弁では、七飯町内では、スタートをいじってというようなことはありませんという話があったのですけれども、これは本当にそういう事象はないということを断言できるのですね。これは間違いのないのですね。分かりました。

先ほど言ったような、ほかの管内でもいいのですけれども、要するに距離を短くしたりというのは、全員が短くするという事なのか、個々に合った距離を短くするのかという、そこら辺です。例えば100メートルの徒競走で、Aさんは力があるから100メートル、Bさんはちょっと体が弱い、あるいは遅いから、極端に言えば80メートルだとか、そういうようなことと。

あとは、ゴールについては、順番をつけないというのか、1等賞だ、2等賞だということではな

くて、順番をつけなくて、来た順から、次行きましょうというやり方なのか、そこら辺をもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、御答弁申し上げます。

今、議員おっしゃったように、いわゆる距離の調整といいますか、同じクラスの子供とか、同じ学年の子供が走る距離が異なるということは、町内の学校では確認したところはありません。これまでも行ってきた例はありません。基本的には、同じ距離を走るという形になってございます。

当然、特別支援学級の子供もおりますけれども、例えば、全く身体能力に問題ない場合は同じように走るようになっております。ただ、例えば病弱ですとか肢体不自由ですとか、今年はそういったことはなかったのですけれども、もしそういった子供がいれば、当然その子に配慮して、どのように参加できるかということを行うことになります。

基本的には、一斉に走ってゴールするということで、1位、2位という形で順位は、1着の子、2着の子とつきますけれども、例えば、イメージなのですけれども、昔、みんなの前で1位誰々、2位誰々みたいな表彰等は行っておりません。1着でゴールした子は1着、2着でゴールした子は2着のように、ゴールしたということでの確認です。ほかには、大きな学校では人数が多いですので、あえて順位は、そこでも1位、2位をつけずに、単純に走ってゴール次第、また次の子供が走るような形で、特に順位づけ、表彰していない学校もあるということで御理解をいただければと思います。

基本的には、そのような形で全校、かけっこ、徒競走を行っておりますけれども、そのような形で、実施しているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

当たり前なのですけれども、例えば運動場が楕円形の場合にイン・アウトの調整は当然、距離の調整というか、同じ距離になるように調整はしますけれども、いわゆる、同じ子供は基本的に同

じ距離を走るという取組で進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） どうもはっきり分からないのですけれども、そうすると、順番どうのこうのというのは、要は紅組、青組あるいは桃色、ピンクといろいろありますけれども、団体戦も兼ねますよね、兼ねないのか、ちょっと私は分からないのですけれども、そこら辺できちっと、例えばゴールした中で、1位は赤組とか2位は青組とかという放送も何も無い。ただ入ったきりで、もしそういう採点をするのであれば、事務のほうでやって、今、赤組が何点で勝っていますというようなやり方で、運動会というのか、今は何というのかちょっと分からないのですけれども、そういうような大会運営をやっているのか、そこだけ教えてください。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、御答弁いたします。

町内の学校で、全て、どのようにチーム分けで対抗してるかというのは、申し訳ございません。把握しておりませんが、基本的には、個人競技となる徒競走、かけっこは、まず個人の成績といいますか、個人がゴールするごとにつけておまして、そのほかに紅白リレー、対抗リレーというもの、別に団体競技としてございます。そういった場合は赤、白で分けたりというように、団体競技と個人競技は分かれて行っております。個人競技のほかに団体競技として、例えば皆で行う綱引きですとか大玉転がしですとか、表現という、踊りといったものもございますので、各学校において、勝ち負けをどのようにというのは、申し訳ございません。この場に情報がございませんけれども、基本的には、かけっこ、徒競走については、個人での競技となっておりますので、差をつけなくて、順位づけで、学校によっては順位を公表しないで、そのまま走って終わるという形を取っているとお聞きしておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 七飯町の場合は、そういうような事象がないということでございますので、教育長にお聞きしたいのですけれども、七飯町にはないのですけれども、そういう事象に対して、というのは、先ほど言ったような話なのですけれども、そういった場合に、教育長としては、どういった見解をお持ちなのか、そこをちょっと教えていただきたい。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（悟楼 司） 今、七飯町内ではそのような事象はないのでございますけれども、そのようなことがあった際にということでございます。

学校段階でも、それぞれ子供たちの状況だとか、あとは保護者との理解の上、運動会のメニュー構成を検討していることと思います。運動会の狙いといいますか、そこら辺については、当然身体能力の向上だとか目標達成の経験というのか、その子が頑張るといふ目標をどこに置くかということで、個々に頑張っているというところだとか、みんなで一緒に協力しながらやるというようなところだとか、フェアプレイというようなところが、文科省で言う学習指導要領の中で、見込まれる成果といいますか、そこを狙いとしているということでございます。

私ども教育委員会としても、そのような狙いを達成するために、あとは、学校が子供たちの経験を積ませる上で、どのようなことが必要かということで、そこら辺は考えていくことになると思いますけれども、教育委員会としては、当然個々の身体の状況で考慮しなければならないものがあるとは思いますが、一定の競争もあってしかるべきと考えております。

ただ、そこに至るには、それぞれ配慮が必要なおこともありますから、そこに十分気をつけながら進めていくべきと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） それでは、1番目は分かりました。

2番目の家庭訪問の関係ですけれども、これにつきまして、全校一斉といいますか、何月何日か何月何日は一斉にやりましょうというのはないと

ということで、実際にはしていないところ、しているところというのは把握はされているのかどうか。

答弁の中では、必要があれば、共有するために行くというのは、必要に応じては分かるのですけれども、ある程度、組み替えだとか、新入学児童だとか、そういったようなものになれば、問の中にも書いてありますけれども、やはり家庭に行って家庭の中を知れということではなくても、周りであるとか玄関先でも雰囲気というのは分かるわけです。ある程度問題になるのは、今、一番教育問題で抱えているのは、昨日も出ましたけれども、不登校の問題、あるいは引きこもりであるとか、今朝も出ていましたけれども、50代で、大人ですけれども、1,500人ぐらいが引きこもりだという記事も出ていましたけれども、そういう問題を抱えている。

そして、ヤングケアラーの問題も抱えているということで、全く、その子を知るためには、確かに父兄だとか関係者が学校に来て話を聞くというのは十分理解できるのですけれども、一方では、やはりそういう地域あるいは家庭に行き情報収集することによって、内面で抱える問題や、あるいは地域で抱えている問題に、その家庭、あるいは児童生徒にどういふふうな対応が必要なのかとか、その子供の指導上の必要性というのは私はすごくあると思うのです。

ですから、確かに答弁の中では、働き方改革だと言いますが、働き方改革というのは、働き方の問題もそうなのですけれども、労働環境の質の向上だということです。それからいくと、確かに、行かないで学校でという、こういう言い方は失礼なのですけれども、職員室で一生懸命いろいろな勉強をしながら対策を講じるということも必要ですけれども、労働環境の質の向上ということは、イコール児童生徒の指導の質の向上につながっていかないと働き方改革というのは意味ないのです。働く側の質は上がったけれども、その質を子供、児童生徒にいかんにか還元していくかというのが大事なところであって、そこが途中でストップになるということになれば問題は出てくると思う。

そういう意味では、先生は大変でしょうけれども、その地域、その家庭を訪問しながら、いろいろな児童生徒の情報を収集しながら、指導上に結びつけていくということこそが私は使命ではないかと思う。

そういう意味で、引きこもり、あるいはヤングケアラーだとか不登校だとか、そういう解決の一助になるような対応策というのが実際に取られているのか。実態というのはなかなか分からない。

ただ、話では、うちは忙しいからいないから、用があれば学校へ行きますとか、あるいはわざわざ来てもらわなくても、何かあれば電話でやる。これも一つのコミュニケーション、問題を共有する方法かもしれませんが、ただ、やはり目で見て肌で感じるという実態把握というのが私は今一番必要ではないかと思うのです。

そういう意味で、しっかり教育委員会、どのぐらい家庭訪問、各学校一斉にはしていないのですけれども、どこかの学校ということでもないのですけれども、小学校何校、中学校何校ぐらいはやっていますという情報があれば、知る限りで教えていただきたいのですけれども。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、御答弁いたします。

まず、全校一斉家庭訪問の実施状況を教育委員会で把握しているのかということでございますけれども、全学校の状況を把握してございます。

まず、大中山小学校のみが玄関先訪問という形で家庭訪問を行っております。これは、この時期に御家庭のほうに訪問しますということで、先生方が空き時間に家庭に訪問して、お会いできたらそこでお話をし、いらっしゃらないときには、訪問しましたけど不在ですということで、所在確認を主とした訪問でございます。

それ以外の学校につきましては、鈴蘭谷分校を除きまして、いわゆるお宅に訪問して、上がって懇談するという形の家庭訪問は一切実施しておりません。それに代わりまして個人懇談、二者面談、三者面談等の回数を増やして対応しているという形でございます。

次に、家庭訪問でなければ分からないこともあ

る、家庭の問題ですとかヤングケアラーですとかといったものは見なければ分からないのではないかと御質問ですけれども、まさに議員おっしゃるとおり、そういったものは目で確認するのも、判断の材料として重要だと思います。

ただ、今そういったことで、家庭事情の把握は、いじめもそうですけれども、虐待防止の観点から重要でございますけれども、先ほどお話ししたとおり、家庭訪問を実施しない代わりに個人懇談の回数を増やす、授業参加を行う、学級だよりの発行ですとか、そういったことで子供と家庭のつながりを密にして対応しているところでございます。

また、ほかに学習端末を使った夏・冬休み明けのアンケート、児童生徒へのアンケートのほか、年に2回、いじめ調査なども行っておりますので、そういったことできめ細やかに子供の様子を学校のほうで先生方が把握しているという形にしております。

また、悩み相談など、現在、そういったケアの方法ですとか手段も増えておりますので、そういった形で子供の様子を拾っていきたいと考えているところでございます。

働き方改革です。そういったことで、それによって子供のことがおざなりになるのではないかとことなのですけれども、これも七飯町教育委員会としては、お話ししているように、働き方改革というのは、先生が楽をするというようなものではございません。家庭訪問につきましても、先生が楽をするために実施していないのではなく、あくまでも保護者の共働き世帯の増加等での日程調整の困難とか、保護者が家庭訪問を忌避する動きがあるわけではないのですけれども、やはりそういったことが家庭の負担になるということで、実施しないという状況でございます。

働き方改革につきましては、当然、そういったことで先生の負担が減ります。先生の負担が減ることで、その分を子供たちに当てる時間に費やすということが質の向上と考えておりますので、その分、個人懇談を増やしたり教科研究を行ったり、子供と触れ合う、指導に係る時間を増やすという考え方で進めているところでございますの

で、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） ちょっと聞き漏らしたのですけれども、大中山小学校は玄関先訪問と。ほかの学校は家庭訪問を実施している、していない。していない。そうすると残りの学校は家庭訪問はしていない。その代わり個人面談をしているということですか、ほかの学校は。

いつから家庭訪問をしなくなったのか分かりませんか。これはあれなのでしょう。基本的に、大中山小学校は、玄関先でもとにかくやりたいという話で、ほかはしていないということですが、この部分というのは、各学校の判断に委ねているのか、あるいは校長会、あるいは教育委員会でそういったような判断をして、家庭訪問をしていないという話であれば、個人面談をやりなさいという話をしているのか、そこら辺の兼ね合いが分からないので、そこら辺をもう少し詳しくお願いします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、御答弁申し上げます。

これまでの経緯的なものというか、そういった流れはいつからかという形でございますけれども、やはり大きなものは、一番最初に御答弁申し上げたコロナ禍でございます。私どもで確認している範囲では、いわゆるコロナ禍というのが令和2年1月から一般的には始まったと思われておりますけれども、その前、平成31年—令和元年度になると思うのですけれども、このときは七重小学校1校を除き、全校一斉の家庭訪問をしておりました。令和2年、コロナ禍が始まって、翌年には未実施の学校が、希望制の学校が1校、そして、所在確認に切り替えた学校が1校、この2校を除いて個人懇談という形で実施しているという形で、やはりコロナ禍で家庭に訪問が難しい、感染防止対策といったことで、令和2年度から実施しなくなった学校が七飯町では多いという形になります。

こちらにつきましては、当然各学校での判断になりますけれども、七飯町教育委員会として、方

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、御答弁申し上げます。

個人面談、いわゆる子供ではなく、保護者と先生が面談するという形でございます。個人面談及び二者面談という形で、学校の担任の先生が保護者とお話をするという形。そこに子供も入りますと三者懇談、三者面談という形でございます。

そのほかにも学年懇談といったことで、保護者の方を学年単位で呼び出して、そこでいろいろ質疑応答したりという場もございますので、そういった形で取り組んでいると。

教育委員会としても、コロナ禍で難しくなったときに、代わりに学校のほうで、家庭訪問に代わる家庭環境の把握に努めてくださいということで、学校のほうで取り組んできたのがそういったことでございます。そういったことで実施しております。

家庭訪問の重要性というのは学校のほうも承知しております。それは、子供の生活環境を把握や保護者との関係づくり、情報共有もそうですけれども、そういったことで家庭訪問をする意義というのは、学校のほうでも考えているところでございます。

ただ、いわゆるコロナ禍において、今までいろいろなものが、運動会なり家庭訪問、いろいろなものの形式が変わりました。そのときには、一方的な取りやめではなく、例えば行事にしても学校のほうでPTAとか、そういったこととやり取りをしながらいろいろつくり上げてきたというところで、慣例的なものが変わってきた部分があるところでございます。

家庭訪問は実施しなくなりましたが、それに対して保護者からの大きな反発ですとか、そういったものはお聞きしておりませんということで、学校のほうも個人面談や、そういったことで子供の環境を把握できるという判断をしたのではないかと考えております。

実際、やはり子供の状況をどれだけ把握できるかという、実際に家庭に伺って、訪問して判断するというのも重要でございます。今それが代わり、先ほど御答弁申し上げました、例えばタブレットによるアンケートや調査を行ったり、

様々なケア、手法が変わってきております。そういったことで子供の様子の把握に努めるという形で取り組んでいるというところで、決して教育委員会として、そういったことをおろそかにするという考えはございません。

働き方改革についても、私、端的に申し上げまして、議員のおっしゃるところとちょっと違いましたけれども、質の向上ということで、労働環境もそうなのですけれども、そういったことで先生方の取組を子供に還元するという形は変わりませんので、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 私が言いたいのは、先ほどちょっと質問したのですけれども、目立たない子供をどういうふうに評価しているのか私は知りたいのです。なかなか、何と申すのでしょうか、個人面談にしても、三者だとか二者だとかと言われていましたけれども、個人面談というのは、学校に来てやる、あるいはどこか場所を変えて。私が言いたいのは、家庭を訪問すること自体に意義があるのではないかということをおっしゃっているのです。

だから、それに代わる個人面談であるとか、学級だよりを出す。学級だよりを出すというのは、月に1回でも2回でもいいのですけれども、それは、より学校あるいは学級の状況を保護者に伝えて学校生活を理解してもらう。だから、私どももあなたの家庭の状況を把握して、この子を健やかに、いかに育てていくのかということ、やはり生身の触れ合いというか、そういうものの中で、やはり人間的な成長が私にはあるのではないかと申すのです。

ですから、タブレットを使ってというのは、確かに文字で、今はみんなそうです。スマホなんかはそうですけれども、ただ、元気が聞かれても、面と合って言葉で元気というのと、タブレットで元気ですかというのと、やはり私は意味合いが違うと思うのです。やはりそこら辺をしっかりと。令和2年のコロナのそれを引きずりながら、それにこだわり過ぎているような気がするのです。

ですからある程度、もう5類になったのですから。そうすると、今度はインフルエンザを盾に、訪問は、感染症でできません。今、何か肺のあれも出てきていますけれども、そういうことではなくて、5類であればある程度収束したような形であれば、積極的に再開をして、しっかり子供たちのために我々というか、教育委員会あるいは保護者、そして地域、そういった人方がしっかりとスクラムを組んだ中でないと、なかなかこれから子供たちの育成というのは難しいと思うのです。

ある程度になったら、今度、学校教育から生涯教育に移行するわけです。そうすると今度、生涯教育の分野に我々が入ったとすれば、今度は逆に青少年の育成に力を注いでいかなければ駄目だというサイクルになっているのです。

ですから、いかに我々が児童生徒に力を注いで、しっかりとそういう状況を把握しながら、そもそも教育原理というのはそうなのです。その子供の能力をどれだけ伸ばせるか、持って生まれたそういう力をどれだけ伸ばせられるかというのが教育原理なのです。それを担って我々はみんな動いているはずなのです。それがコロナのあれで全然そういうものも、学校で情報交換すればいい。情報交換は幾らでもできるのです。

そうではなくて、しっかりと肌と肌と言えおかしいですけれども、肉声と肉声あるいは目と目を見るときかという中でしっかりと、言わんとしていることをお互いに共有しながら子供たちを育てていくということが私は大事だと思うのですけれども、そこら辺、家庭環境を知る上で、家庭訪問が私は子供の指導上必要だと考えていますけれども、ここで教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（悟楼 司） 今まで担当課長のほうから御答弁申し上げたとおりでございますが、私も家庭訪問の意義、必要性については当然理解しているところでございます。

なかなかコロナから状況が変わってきたというのも一つでございますけれども、先ほど議員がおっしゃった不登校とか引きこもり、また、ヤングケアラー、その場にはないのですけど、そのような状況にはないのですけれども、子供たちの状況

をしっかり把握する機会ということで家庭訪問、また、個人面談、先生方と保護者が情報の共有を行うというのが必要になってくると思います。

その中で、家庭訪問というところでございますけれども、今、一律に全て家庭訪問ということにはなかなかならないかもしれませんが、そこは、子供たちがこれから育っていく中で、学校でどのような状況にあるかということと、家庭でどのような状況にあるかというところを、保護者と学校の先生が連携をして子育てを行うということで、やはり保護者と学校との連携というところが一番大事になってくるということでございます。

様々な個人面談等、学校とのお話をどこでやるかというのも必要になりますけれども、数というか、早めに引きこもりだとかヤングケアラーを早めに発見して早期対応をするためには、やはり保護者との話し合いをする、信頼関係を築いて、そこは話をするということが大事になってきますので、その中で様々な、個人面談というようなものもありながら、必要に応じて家庭訪問をしていくということが今後必要になってくるということで、教育委員会としても考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 私は、今の教育長の考え方と逆でありまして、個人面談の上で、必要であればというのですけれども、私は家庭訪問の中で、さらに、家庭訪問というのは、私の位置づけとしては予防措置なのです。早期発見だと思っているのです。

今の流れを見ますと、結果対応で家庭訪問しているとしか私には見えないのです。どうしよう。そうではなくて、やはり家庭訪問は早期発見のための、どうも状況がおかしいというものを感じ取って、私はその上で面談をするというのなら分かるのですけれども、面談ではなかなか、表面的なもので、さっき言ったように雰囲気だとか、予防的な検知からいくと分かりづらいものが、面談ではなかなか見えてこない。だからこそ、家庭に入るという意味ではないのですけれども、家庭訪問、あるいは玄関先でも私は十分……。

そういう意味では、大した在り方だと私は思うのです。やはり玄関に入ると家庭の匂いであるとか、あるいは靴だとか、玄関の様子であるとか、いろいろな場面場面で気づくことが私はあるのではないかと思うのです。

ですから、最後にお聞きしたいのは、一斉にということではないにしても、やはり教育委員会としては家庭訪問を、しっかり学校と協議しながら、コロナというのは5類に入っているのですから、そういうことではなくて、しっかり児童生徒を育成するための手段としての家庭訪問を、学校と協議しながら随時、私は実施させるべきだと思うのです、教育委員会として。その上で必要であれば、さっき言ったような個人面談だとか、プラスアルファでつけていけばいいと思うのですけれども、最後に、そこら辺、教育長。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（悟楼 司） それでは、御答弁してまいります。

議員おっしゃる、やはり子供たちの状況をつかむために家庭を訪問して家庭環境での学習環境を把握するというについては、家庭訪問の意義だということを私どもも認識しておりますし、理解しているところでございます。

その中で、家庭訪問だけが全てではないと思っております。保護者と学校との理解、信頼関係を踏まえて子供たちの育成につなげていくということが大事になってくると考えております。

ただ、やはり今の家庭訪問の意義というのは、学校ともお話をさせてもらって、どのような形で子供たちを育成するために家庭訪問が必要かというところもお話をさせてもらって、議論をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 家庭訪問が全てではない、これは重々理解できる場所ですけれども、まず、児童生徒の情報を知るといえるのは、私は家庭訪問が一番重要ではないかと思うのです。子供そのものを知るのではないのです。子供を取り巻く環境を知った上での適切な指導というものはあるのではないか。それがなかなかコロナ以降、そうい

うものにかこつけて、なおざりにされてきているのではないか。

そういう意味では、やはりそういうものは真剣に、今までやってきたからいいのではなくて、やはり今までやってきたものが中断されたのだから、もう1回リセットして実施していくということが私は大事ではないかと思う。

昔からやってきたものが、いつから駄目だったらやめていたのです。でもずっと、我々もそうですし、皆さん方も家庭訪問の経験があると思うのです。そういう中で長年続いてきたものが、コロナだけで中断されているのであれば、やはり教育委員会は責任を持って、そこら辺は学校と協議して、再開と言えればおかしいですけれども、玄関先訪問でも、できるところからまず取り組んでいくという姿勢が私は大事だと思いますけれども、そこら辺、最後に。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（悟楼 司） 再度御答弁してまいります。

家庭訪問の意義については、こちらのほうも把握というか、必要性を理解しているところでございますので、そこら辺、子供たちを育成する上で必要な部分として、どのように活用できるかというのを学校、校長会とも議論して進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

池田誠悦議員。

○12番（池田誠悦） 通告に従い、1問だけ質問いたします。

それでは、支援を要する児童生徒の学びの場の確保について。

現在、七飯町の小中学校及び義務教育学校には特別支援学級が設置され、知的障害や自閉スペクトラム症などの児童生徒に対して、実態に応じた学びができていく環境が整えられている。

また、令和4年度の文部科学省による「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態調査」により、通常の学級に在籍する児童生徒の8.8%に発達障害の可能性のあることが明らかとなった。

しかし、七飯町では、通常の学級に在籍し、特別な教育支援を要する児童生徒への十分な支援体制が取られていないことが課題であると考えている。

北海道教育委員会においても、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援が推進されており、通級による指導体制の充実が認められている。

そこで、以下のことについて伺いたい。

1、七飯町では、現在、不登校の児童生徒のための教育支援センターが開設されているものの、通級指導教室については、年々必要性が高まっている中で、開設が先延ばしになっているのではないか。

2、今後の開設に向けての見通しや特別支援教育の支援員の増員など、通常の学級に在籍する児童生徒への支援の在り方についてどう考えているのか伺いたい。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） 1点目でございますが、通級指導教室は、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導、これは自立活動になりますが、それを特別な指導の場で行うという指導形態となっております。

開設に当たっては、指導する教員が必要となりますが、基本的には、指導の対象となる児童生徒が13名以上いる場合に1名の教員が北海道により追加され、学校に配置されることとなっております、人事異動などの関係から、開設の前年度秋頃に申請が必要となっております。

また、入級を希望する児童生徒につきましても、特別支援担当教員や有識者によって構成される教育支援委員会において、新たに個々の障害の状態を判定し、入級を判断していく必要があるため、判定業務に当たる教員の負担を考慮しながら体制を整えていく必要がございます。

このように、通級指導教室の開設に当たっては、入級する児童生徒数の確保、事務手続の時期及び体制の整備など、ある程度の準備期間が必要

となるため、七飯町教育委員会として開設を先延ばししているという事実はございません。

2点目でございますが、今年度に町内の複数の小学校から、必要条件を満たす見込みがあるということで、通級指導教室開設の希望が上がっており、現在、開設に向けて検討・準備を行っているところでございます。

準備が整えば、最短で令和7年度中に教員の配置申請を行いますので、令和8年度以降の開設となる見通しとなっております。

現在、学校における日常生活上の補助などを行う特別支援教育支援員は、10名を各町立学校に配置しております。増員もなかなか難しい状況でございますが、児童生徒への支援に対しましては、学級担任との連携を進めるなど、一人一人の状態にできるだけきめ細かく対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 池田誠悦議員。

○12番（池田誠悦） それでは、確認のための再質問をさせていただきます。

それでは、七飯町は令和8年度より開設することですので、少しでも早くやれると子供たちも助かると思いますけれども、8年度にやるということ、それは確実なのでしょうか。

それから、その内容として、障害を持った児童のための、一人一人の興味・関心を生かした個別指導の計画を形成して、子供たちが楽しく学校生活のできるような計画を、先生たちと子供たちとのコミュニケーションを取りながら、親御さんたちとも取りながらやっていくということ、いいですか、8年から。先生も確保できるということですか。お願いします。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、御答弁いたします。

来年度、令和7年度中に北海道のほうに条件、子供の数、児童生徒数の条件が達成する見込みがあれば申請したいと考えております。

加配なのですけれども、こちらにつきましては、北海道教育委員会のほうで配置を決定します

ので、申請に対しての確約というのはなかなかいただけない状況でございますが、私どもは、基本的には、令和7年度中に申請を行うことができれば、8年度中に開設したいということを強く教育委員会が北海道にお話をさせていただいて、加配申請に対しては、ぜひとも教員を配置していただきたいというお話を強く要望していきたいと感じてございます。

こちら、通級をなるべく少しでも早くできないかということもございますけれども、まず、通級指導教室には、特性を持った子供たちが個別指導を受けるような体制でございます。今現在、通常学級にいろいろな困り感を持った子供を個別指導を行うというような形になりますので、これは、特別支援学級のほうに入級するに当たっては、私ども、現場の学校の先生で構成される委員会を設置しておりますけれども、そちらのほうできめ細かに子供の状況を目で見て、検査の結果等を判断し、最終的には医師ですとか有識者が入った会議の中で、その子供にとって一番どこが適しているかという判定をして、特別支援学級に入級していくという形でございます。

通級に関しましても同様に、同じような形で体制を整えていかなければならないということで進めております。これまでのように数が、判定する子供の対象数が増えますので、これまで先生に負担を強いている分は大丈夫か、できるのかというところも含めて、今現在、そちらのほうは話を進めておまして、そちらのほうができるということで、体制が整いつつありまして、あとは人数の確保できればと考えております。

子供の状況を把握するのは当然ですが、同時に、議員おっしゃったように保護者の理解も必要でございます。通級指導教室がどのようなもので、どのような過ごし方をして、子供たちにとってどのように役に立つのかというのを、設置する学校のほうからも保護者に示して、理解を得ながら入級していただくような形になりますので、そういったことを並行して、今進めていくこととなります。

そういったことで、教育委員会としては、最短で令和8年度の開設ということで検討が進んでお

りますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 池田誠悦議員。

○12番（池田誠悦） それでは、私はなぜ今回、通級を題にしたかということ、同僚議員もいろいろ教育のことで言っていますけれども、見ていると自分らも、地元ですから、当時より本当に心に障害を持った子供たち、また、こういうことをすることによって、不登校ですとかいじめ、やはりそういう子供が常にいじめに遭いやすい環境にあるのかと自分も思いますので、それで、少しでも早く、やはり一つ一つの教育の問題、先ほど同僚議員も言っていました、家庭訪問もなくなったと、いろいろな部分で学校と生徒と親と、そういうコミュニケーションが取りづらくなった世の中になっている。

その中で、やはりこういう子供たちが、国の計算で8%もいると。そういう中で、やはりそういう子供たちを1人でも2人でも、行政として政策を持って変えていってほしいと思っていて、そういう気持ちで今回質問しました。

その中で、これからの教育長として、こういうような障害を持った子供たちとか、こういうようなものに対する取組を教えてもらえればと思います。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（悟楼 司） それでは、御答弁してまいります。

通級指導教室、七飯町としては新たな取組になっておまして、制度設計を含めて、今、時間をいただいている状況でございますが、やはり子供たち、通級指導教室をつくることによって、学校生活を送れるような状況になるということであれば、やはり必要な措置だと思っておりますので、それについては、令和8年度ということで進めてまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

11時20分再開します。

午前11時04分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

澤出明宏議員。

○議長（木下 敏） 澤出明宏議員。

○1番（澤出明宏） それでは、通告に従いまして、大綱1問、質問させていただきます。

1番、高齢独居世代の増加と見守り活動及び終活支援策についてということで。

令和6年版の内閣府高齢社会白書によると、令和2年時点で65歳以上の独り暮らしの人は、男性、約231万人、女性、約441万人となっている。平成2年には、男性、約31万人、女性、約131万人であり、全体として30年間で約4.1倍。国立社会保障・人口問題研究所による令和7年の推計では、約5倍の816万人と脅威的な増加となっている。

そうした独り暮らしの高齢者が亡くなり、埋葬・火葬を行う人がいない場合、もしくは判明しない場合は、法律に基づき死亡地の市区町村、町が埋葬・火葬を行うことになる。その際の費用は、亡くなった御当人の遺留金などを処分して費用に充当することになるが、不足分は、埋葬・火葬を行った市町村が一時立て替えて支弁することとなる。

身寄りのない方が安心・安全な日常を過ごし続ける暮らし向きをサポートすることや、独り暮らしの住民が亡くなった後の手続きをスムーズに進められるように制度づくりを進めておくことは、高齢化が進む自治体として喫緊の課題であると考えている。

そこで、以下のとおり質問する。

1、民生委員や町内会、地域包括支援センター等の活動で、町内の独居世帯についてはおおむね状況把握が進んでいると思うが、町が把握している過去5年分の高齢者の、65歳以上になりますが、独居世帯数の推移と当該独居世帯のうち、緊急連絡先（身寄り）——身寄りとは、この場合3親等内の親族と想定されます——のない世帯は何件あるのか。

2、当該世帯について、持病の不安を含め、「命のバトン」や民間の「見守りサービス」等の命を守るツールの普及・推進や、身寄りのない独り暮らしの高齢者として、町に希望したい支援等（生の声）についての聞き取り調査についての考えは。

3、七飯町における終活相談件数（窓口相談件数を含む）の推移と対応状況は。

4、生前意思の把握のため、エンディングノート配布と作成支援などの終活支援についての考えは。

5、終活支援について、近隣市町村の取組状況の把握と、それに対する七飯町の考え方は。

以上、お願いします。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

1点目の過去5年分の高齢者の独居世帯数の推移については、民生委員による独り暮らしの高齢者に対し実施している実態調査の件数でお答えいたします。

令和元年度1,369世帯、令和2年度1,335世帯、令和3年度1,414世帯、令和4年度1,424世帯、令和5年度1,369世帯となっております。そのうち緊急連絡先がない世帯は、令和元年度417世帯、令和2年度398世帯、令和3年度427世帯、令和4年度438世帯、令和5年度429世帯となっております。

2点目の「命のバトン」等の命を守るツールの普及・推進に対しては、地域包括支援センターだけではなく、社会福祉協議会やケアマネジャー等の高齢者の独居世帯を担当する関係者においても実施しております。

また、町に希望したい支援に対する聞き取り調査については、調査という形では実施しておりませんが、地域包括支援センターのほか、民生委員やケアマネジャー等の関係者を通じて把握しております。

そのほか、高齢者の独居世帯に限った調査ではございませんが、3年に一度、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定時にニーズ調査を実施し、在宅生活の継続のために充実が必要な支援・

サービスや、今後力を入れてほしい高齢者施策等について把握しております。

3点目の終活相談件数の推移と対応状況についてですが、終活相談という形での相談はありませんが、終活に関連した過去5年間の相談件数として、成年後見制度に関しては、令和元年度32件、令和2年度140件、令和3年度189件、令和4年度207件、令和5年度206件です。

任意後見制度に関しては、令和元年度ゼロ件、令和2年度2件、令和3年度2件、令和4年度2件、令和5年度5件です。

相続に関しては、令和元年度ゼロ件、令和2年度3件、令和3年度6件、令和4年度6件、令和5年度9件となっております。

4点目のエンディングノートの配布と作成支援など、終活支援についての考えとしては、エンディングノートを無料で配布している自治体もありますが、あくまでも自らの意思で作成するものであり、インターネットから無料でダウンロードできるほか、書店等で自分に合った内容のノートを選んで購入することも可能であることから、町では配布を行う考えはありませんが、地域包括支援センターにおいて、相談があった場合などにエンディングノートのほか、任意後見制度なども含めて、終活に関わる対応について幅広く相談に応じているほか、相談者が希望される場合には、行政書士等の専門職に相談を引き継ぐなどの対応を行っております。

5点目の終活支援に対する近隣市町村の取組状況については、函館市、北斗市に確認をしたところ、終活支援という形での取組は行われておりませんが、終活に関連した取組として、函館市、北斗市、七飯町が函館市医師会に委託している医療介護連携推進事業において、自身が望む医療やケアについて、前もって考えを親族や医療関係者などと繰り返し話し合い、共有するための取組である「人生会議」を推進するための説明会を、専門職だけではなく、一般住民の方に対しても実施しております。

当町といたしましては、議員からの御質問にもありましたとおり、身寄りのない方が安心・安全な日常を過ごすための取組をさらに進めていき

いと考えており、今日19日に町内の介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関の専門職向けに、身寄りなし問題から考える権利擁護支援をテーマにした講演会を開催するほか、身寄りのない人への支援に関するガイドライン作成に向けて対応を行っております。

このほか、現在、国において、新たな権利擁護支援策に向けた持続可能な権利擁護支援モデル事業として、身寄りのない高齢者等の終活支援を含めた、生活上の課題に関する包括的な相談窓口の整備を行うとともに、十分な資力がないなど、民間による支援が受けられない方を対象に、入院・入所時の身元保障を代替する支援や、死後の事務支援を合わせて実施する総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の検証等を行っていることから、本事業の実施経過等を踏まえ、町としての対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 澤出明宏議員。

○1番（澤出明宏） ありがとうございます。

本当に民生委員の方々、町内会の方々が頑張っているのを見て、実態把握は大分進んでいると思うのです。

ただ、今回聞いた1番の数ですけれども、国全体のデータは、日本総研が出したものかな。人口に対する比率が大体2.4%というのがざっくり出ていて、それで見ると650人ぐらいが、当町は2万7,222人なので、そういった形ですから若干ずれがあるのかなと。その誤差については、私も民生委員をやらせてもらっていましたが、恐らく聞き取り切れないところがあると思うのです。おおむねそのぐらいの隠れた母数があるということも含めて、それについて、これからどのようにしていくかということは、さっき後半で述べられたので、これ以上は聞かないですけれども、町としてもより精度を高めてやっていただきたいと思っております。

いろいろ終活支援の中で一番重要なのは情報だと思うのです。特に、先ほども述べて、同じことになってしまいますけど、身寄りのない方の実態把握している、最終的に5年で429人というこ

とで、これはもう絶対いらっしゃる数、プラス100名以上の方が隠れていらっしゃる可能性がある。それを見つける活動について何か考えていただきたいのと。

それから含めて、2番目のところで、社協…。今の1番のところは、2番にもつながってくるのですけれども、最近、私の住んでいる大沼地区でも孤独死の問題が結構出ておまして、私が把握している中でも五、六件出ています。厳密に言うと、孤独死と言えるかどうか分からないのですけれども、多分病院で亡くなっていらっしゃる方もいらっしゃるし。

そういった中で、私、マンションにも絡んでいるのですけれども、そちらでも今回「命のボタン」の教宣活動というか、40軒ぐらい住んでいらっしゃるのですけれども、お声かけして、社協で今配布なさったのが500戸ぐらい用意されていて、それについてチラシを配らせていただいたら、40軒中6軒、合計8名の方なのですけれども、世帯で申し込みがあったと、15%ぐらいです。だから、まだまだ「命のボタン」の配布というか、申し込みを集められる可能性もある。

これは知っている方もいらっしゃると思うのですけれども、社協のほうで、どういう制度かといったら、ステッカーを冷蔵庫に貼って、その中にボタン状になったものに自分の既往症とかを書き込んで入れておくことによって、救急隊員の方が来られたときに、例えばお薬手帳とか健康保険証とかが入っていることによって、状況を見ていち早く適正なものができるのです。そちらのほうをもうちょっと普及できないかという部分が1点。

それについてのことですけれども、かぶってくるのですけれども、民生委員の活動がすごい役に立っているのは自分も実感しています。そういった中で、民生委員の活動の中で、支援ツールが少ないのです。一斉活動が年に1回くらいありますけれども、独居老人の調査とかがありますけれども、どうしても手ぶらで行くというのは難しいのです。そういうときに「命のボタン」であるとか、社協とか包括でやっていらっしゃるのであれば、こういう活動がありますというものをつく

る、ほかにも支援グッズがあると思うのです。

お答えの中で出ていなかったのですが、例えばの話、ハローライトでしたか、パナソニックであるのですが、それでライトをつけておくと、お家で全然ライトがつかない時間帯があるとメールで送られて、関係者、5件ぐらいですけれども、安否確認が必要ですみたいなお知らせメールが来るのがあったりして、それは単体で買うと、1万2,000円ぐらいでネットで出ています。そんなものがあって、ほかにも……。

これは話の中で出ていなかったもので、今、町のほうでどのように進められているのかも含めて、お聞きしたいと思ったのですけれども、例えばヤマト運輸であるとかアルソックであるとか、そういったところでもありますので、具体性を持って何か進められていらっしゃる、安否確認のツール、プラス、町として何か支援というか、大体押しなべて2,000円、3,000円かかる制度ですので、特に、身寄りのない方に対しての支援ということについて、何かお考えがあるかどうか。2番目に、それについてお聞きしたいと思います。

それから、3番目については、相談窓口に関して、令和元年、ゼロから始まって、微増ですけれども出てきているという形ですので、この辺について、多分これいろいろ窓口というか、各担当がお知らせしたりとか、広報とかで周知した結果だと思うのです。これは氷山の一角で、もっと出てくると思うのです。それについて、今後もっと広げる方策は何かお考えがあるかどうか。

恐らく、さっきデータを申しましたけれども、ここ30年で本当に独居の方が増えてきているというのがあって、もっとこれから七飯町もうなぎ登りになっていくと思うのです。本当にそういうところのスキルアップを含めて、何よりも、そういうことを行政がやっているということをお知らせしなければ、なかなか敷居が高いということもあるので、その辺についてのお考えについて、もう一度お伺いしたい。

それから、4番目、エンディングノートの配布なのですけれども、エンディングノートを買えと言ったって無理な部分があって、本人が意識して

いないと無理だと思うので、最低限やっていただきたいと思っている部分があります。それだけお願いしたいというか、お考えを伺いたいのですけれども。

例えば音更町、北海道で一番、人口は4万2,000人ぐらいで、七飯町は2万7,000人、2番目の町なのですけれども、音更町でも、町のホームページのURLにダウンロードできるものがあるのです、エンディングノート。僕個人でも、エンディングノートという言葉自体があまりよろしくないで、これを書けと言って持つていくということではできないだろうと思いますし、その辺のところも、ネーミングを含めて、例えば、函館の取組が出ていまして、「もしもノートはこだて」と。これは医療関係だけなのですけれども、これももう柔らかいのです。「もしもノートはこだて」と、エンディングノートではないです。中身も医療関係だけですから。何か工夫しないと、書いてくださいと言って持つていくのはなかなか難しいかと思います。含めて、ネーミングもそうなのですけれども。

例えば、さっき音更町のことを言いましたけれども、白老なんかは、ウボポイで有名な白老町、ここのエンディングノートもシンプルでいいです。こういったものをダウンロードできる環境が今はないので整えていただければ、そういうことに興味のある方は増えていると思うので、先につながっていくと思うのです。

全てこれらのものは何かというと、最終的に、本当に身寄りのない方というのは、ほかに頼る方がないわけですから、3親等内あるいは4親等、4親等というと姪まで行くわけですけれども、疎遠になっていて、なかなか連絡もつかなかったりとか。いざお亡くなりになったときに、御遺骨はどうしますか、葬儀はどうしますかと言っても、面食らってしまう部分があって、分からないですということになって、結果、無縁仏になってしまう可能性もあるわけです。

なおかつ、せっかく七飯町に住んでいただいて、最期を迎えられたにしても、幸せなエンディングを迎えていただきたいという中では、行政の支援というのはすごい重要だと思うのです。含め

て、その辺のお考えもありますので。

今まで4点ぐらいですけれども、改めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、実態把握の部分については、今回お答えしたのは、民生委員の実態把握の件数というところになりますが、確かに国勢調査などの件数から見ると、七飯町の65歳以上の単独世帯数としては、令和2年度においては1,731世帯ということで。民生委員の欠員の地区もあるということは、議員も御存じかと思いますが、なかなか民生委員だけでは対応できていない地区もございますので、その辺りは地域包括支援センター、居宅介護支援事業所のケアマネジャーなども含めて対応しているところになってきます。

ただ、やはり今後も、統計的には、独居高齢者の方が増えていくというのは予測されているところですので、実態把握の取組については、町としてもいろいろと国の事業なども含めて活用を考えて、強化していきたいと考えているところです。

それに伴って、やはり孤独死の関係の件数も、10年ほど前であれば年に1件あるかないかというところでありましたが、ここ数年は、件数的には少ないですけれども、年に一、二件は必ずというか、絶対起きる状況になっておりますので、命のバトン含めて、町のほうでは緊急通報システム、ボタンを押してというものもございますし、センサー型の、御本人の動きがなければ、あらかじめメール登録している先に配信できるようなシステムもございますし、あとは、先ほど議員のほうからありましたように、民間サービスのほうでも新たなツールもできておりますので、そういったものの活用も含めて、今、係の中で共有しておりますし、今の緊急通報システムのいろいろ課題もありますので、新たなツールの活用も含めて検討しておりますので、その辺りでも普及に努めていきたいと考えているところでございます。

先ほどお話のあった権利擁護、終活支援に関するような相談件数というのも、これはやはり孤独死の部分もそうなのですが、件数的には増えてき

ている状況にあります。

先ほど私、質問の部分で答弁させていただいた中で、身寄りのない人への支援に関するガイドラインというものを作成していきたいと考えております。

エンディングノートというのは、自分自身の病気ですとか、介護が必要になったとき、亡くなった後のことについて、自分の希望だとか思いを書き記して、それを御家族ですとか、自分の関係者に伝えるためのツールになってきます。

ただ、一方でそういった伝える相手がない、身寄りのない方に関しては、作成する意義というのがなかなか感じづらいところもあるかと思っています。そういう方に関しては、やはり関わっている関係者の方に、これからどうしていきたいのかということ、信頼関係を築きながら聞き取っていくところが重要になってくるかと思っておりますので、地域包括支援センターだけではなく、ケアマネジャーの方ですとか、あとは高齢者施設の方、医療関係、病院関係の方に対しても、最低限こういった対応が必要になりますというものを示すためのガイドラインになっています。

さらには、そういった方々に、亡くなった後のことですとか、もし病気や介護が必要になったときに、関係者として最低限、聞き取りをしなければいけないようなもののツールみたいなもの、ガイドラインに盛り込んでいきたいと思っておりますので、地域包括支援センターだけではなく、そういった見寄りのない高齢者と関わりのある関係者に向けても、こういったガイドラインを作成して、対応方法を、今回、講演会も実施しますが、ツールなども活用して普及を図っていくということで、何とか権利擁護に関して対応を強化していきたいと思っております。

その中で、やはりエンディングノートの部分も、確かに見寄りのない人もそうですけれども、それ以外の方々に対しても、ほかの自治体などの参考も含めて、ガイドライン作成に併せて、エンディングノートの普及についても併せて検討していきたいと思っております。

御質問に全部お答えできたでしょうか。まずは、以上で終わります。

○議長（木下 敏） 澤出明宏議員。

○1番（澤出明宏） おおむね、うちの福祉課についてはよくやっていると私も民生委員時代からも思っています、今、課長のほうから言っていた中にも、きめ細やかな配慮があったと思います。

ただ、今回の肝のところなのですが、何かというと、もちろんガイドラインの作成についての情報収集というのは、これからどうやってやっていくのが肝なのですが、エンディングノートのところの、言ったのですが、すぐできることだと思うので、できればホームページにエンディングノート、七飯町独自のものでもいいと思うのです。

それは何かというと、白老がやっているのを見ていると、白老の困ったときにかける……、七飯町では便利帳とかも作っているから、そこまでやる必要はないと思うかもしれないのですが、ただ、まとまっている中で、自分が保管して大事にしているものとか、その後のペットの処遇とかいろいろ書いてあるものなのですが、その中の一番後ろのページの辺りには、白老町では、担当課で分かるようなものも書いてありますし、後でこれを差し上げますので、読んでみていただければいいのですが、参考になると思うので、まねできるのはまねをすればいいのかなと。それは事前に向こうに了解を取って、使わせてくださいでもいいですし、それは考え方でいいです。

せっかくうちにも立派なホームページがあって、URLを貼って、印刷できるのであれば、僕が考えても、多分そんなに時間はかからないと思うのです。費用もほとんどかかりません。ほかの町でもやってることだから、まねしたほうがいいのではないかとこの部分もありますので、そこについて、最後に考えをお伺いしたいと思います。やっていただけるかどうか。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） 議員からお話のありましたエンディングノートの作成については、確かにほかの自治体でもやっております。エンディングノートという名称ではない形で、柔らかな表現

でされている内容ですので、こちらのほうでも、いろいろな自治体のものを参考にしながら、検討をしてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） それでは、通告に従いまして、2問、質問させていただきます。

1問目は、健康寿命の延伸のためのRSウイルス感染症、呼吸器感染症や肺炎の予防についてお伺いいたします。

世界保健統計2023年版によりますと、日本人の平均寿命は84.3歳で、世界1位。健康寿命につきましては74.1歳で、こちらも世界1位になっております。

当町の健康寿命は、管内では上位に位置しており、男性で78.97年、女性は84.97年となっております。自立して生活ができ、健康で過ごせることは誰もが願うところであります。当町の健康寿命の延伸や、医療費抑制のための一定の仕組みの効果が現れていると評価をしているところです。

一方、グローバル化による新たな健康課題の発生や、移動の高速化による広域な感染症には注意をしていかなければならないと思っているところです。

近頃報道されているRSウイルス感染症について説明をしますと、RSウイルスは身近に存在し、2歳までに一度はかかるとされております。咳やくしゃみなどの飛沫を吸い込んだり、ウイルスのついた手で鼻や口を触ったりして感染するというので、多くの人は風邪の症状で済みますが、乳幼児や基礎疾患を持って、抵抗力の落ちている高齢者は重症化し、酸素投与や点滴、呼吸器管理、肺炎を引き起こすウイルス感染症として今、注意喚起されております。

重症化のリスクは、実はインフルエンザと比べると、インフルエンザと同等もしくはそれ以上とされております。特に、肺炎を引き起こすリスクはRSウイルスのほうが高く、しかも入院が長引き、安静が続くと回復しても寝た切りになり、食事や着替えなど日常生活で介助が必要になったり

する懸念が高まっています。

今後の超高齢化社会を迎えるに当たり、RSウイルス及び肺炎に対する対策は、より一層重要になってくるのではないかと考えます。

そこで、次のことについて伺いたい。

過去5年間の肺炎死亡者数の推移と死亡原因の順位について。

2、肺炎予防の一環として、インフルエンザ、新型コロナ、肺炎球菌、RSウイルス感染症についての周知と成人高齢者における感染予防への注意喚起はどのような方法で行っていますか。

3、RSウイルスワクチンは、日本人も参加した臨床試験で接種した人の発症を8割減らす効果が確認されました。さらに、慢性心臓疾患や呼吸器疾患、腎不全など基礎疾患を併存する患者においても有効率94.6%と報告されており、その効果は2年にわたり持続すると。

国としても重点感染症として位置づけ、開発優先度が高いワクチンとして開発されたが、接種費用2万円以上と高額なワクチンである。住民の命と健康寿命の延伸、医療費抑制のために少しでも接種しやすいよう公費助成を検討する考えはないか。

4、日本小児科学会において、RSウイルスは世界中に広く分布し、特に生後6か月未満で感染すると重症化することが示されています。新生児、乳幼児については、肺炎の50%、細気管支炎の50%から90%がRSウイルス感染症によるとされています。

RSウイルス母子免疫ワクチンにより、胎盤を通じて母体から胎児へ中和抗体が移行することで、乳児におけるRSウイルスを原因とする下気道疾患を予防するとの報告もあるが、当町として妊娠婦への接種を検討する考えはないか。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介） それでは、お答えしてまいります。

1点目の過去5年間の肺炎死亡者数でございますが、公表されている最新データが令和3年度となりますので、令和3年度までの直近5年間の実績でお答えさせていただきます。

平成29年度15人、平成30年度30人、令

和元年度34人、令和2年度27人、令和3年度22人となっており、増減の幅はあるものの横ばいで推移しております。

死亡原因の順位についてでございますが、肺炎になる原因としましては、RSウイルス以外にもインフルエンザや新型コロナウイルス、肺炎球菌といった様々な細菌があります。しかし、実際に何が起因して肺炎になっているのかということを押さえているわけではないので、お答えすることはできませんが、単純な死因として言えば、町内の死亡者のうち、がん、心疾患、脳血管疾患などについて多い死因となっております。

2点目の周知と注意喚起等の方法についてでございますが、インフルエンザや新型コロナウイルスにつきましては、予防接種の開始時期に合わせて、町の広報紙やホームページに掲載し、周知や注意喚起を図るほか、肺炎球菌につきましては、対象者に対し直接案内を送付するなどの対応を行っております。

次に、3点目と4点目については関連しておりますので、併せて答弁させていただきます。

RSウイルス感染症は、議員がおっしゃるとおり、急性の呼吸器感染症で、特に乳幼児期にかかりやすく、生後1歳までには半数以上、2歳までにはほぼ100%が感染すると言われております。特に、生後6か月未満で初感染すると重症化すると言われており、気管支炎や肺炎、呼吸困難などを引き起こすこともあります。

また、感染力が非常に高いことから、乳幼児だけでなく大人も感染することがあり、特に基礎疾患のある高齢者などは重症化リスクも高いことから、近年では予防接種の必要性について認識が広がっております。

しかし、RSウイルスの予防接種料金は、高齢者では2万5,000円前後、乳幼児に至っては約3万円から3万3,000円程度と高額なことから、接種を控えている人もいると思われれます。

町としても、特に重症化しやすい乳幼児と高齢者については予防対策が必要ではないかと感じておりますので、接種対象となる妊婦及び高齢者のワクチン接種費用の助成なども今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 全体的に肺炎による死亡者数というのは、そのときによって数字的に変わるのはもちろんですが、大体5年間で128名の方が感染で死亡している状況が分かりました。

町の保健センターの今後のいろいろな活動の中で、過去のデータをいろいろ出してくださっている冊子もございますので、その中を見させていただいたときに、これは平成22年から令和元年までの10年間で、1位が肺炎という数字が出ていたので私もびっくりした感じていましたが、いろいろな病気が肺炎を起こす、今、課長から説明がありましたようないろいろな種類のウイルスやいろいろなものがあって、肺炎で、最終的には呼吸ができなくなって亡くなるという状態であるということです。細かいデータを出していただきましたので、分かりましたが、そういう中で、死亡率が高い重要な病気であることが分かったようでございます。

今年なんかは、暑い暑いと言っているうちに、あっという間に秋が早く終わって、体の順応性というか、突然寒くなっているという形ですので、こういうときは風邪とかインフルエンザとかが多くなってくるということで、それで私も新聞やテレビ等でRSウイルスの関連性のものが出てきましたので、あまり耳にししていなかったウイルスがまた出たのかということで、コロナコロナと言っているうちに、こういうものがあったということです。

これはかなり昔に出ていたRSウイルスだったようでございますが、ウイルス自体が小さいというか、なかなか発見しづらいということで、よく風邪を引いて病院へ行ってお薬をいただいて、何日もたって治ったか、熱は下がったのですけれども、咳がいつまでも続いているというときは、やはりこれが原因だったのかということも感じております。

令和4年の総務省の統計を見たときに、やはり65歳を超えて肺炎による死亡率は急激に上昇しているということで、死亡者の98%が65歳以

上の高齢者であるということで、私はとうに還暦を過ぎていますので対象になるわけでございます。まさに肺炎は高齢者の大きなリスクということでございます。

まず、肺炎で亡くなる人は、国でいえば年間7万人という推計もされているようでございます。平成29年には、老衰とされている人の終末期の肺炎では、抗菌薬の強力なものは控えるようにというガイドラインがあったということで、老衰で亡くなった際は、肺炎で亡くなるのが、実際はそういう死亡原因であるということも書かれておりました。まず、こういう大変重い病だということが分かったということです。

2問目に行きますと、周知と注意喚起に行きますけれども、ここでは、恐らく接種、先ほどもホームページの話がありましたけれども、こういった周知、今、インフルエンザの接種期間に入りましたということでお知らせ等をしているということで、いろいろ周知はされてきているのかと思っているのですけれども、感染症発生の動向調査というか、国でもきちんとした把握、感染症に対しては報告をしなければならぬという位置づけでございますけれども、感染症の発生状況を把握して、まず分析して、情報提供するということが感染症法で決められているということで、調査を毎回、お医者さんも、町も恐らくされているのかと思いますけれども。

先ほど来、ホームページの活用ということで出ておりますけれども、地域の発生状況、七飯町近郊の、渡島の発生状況なんかもすぐにホームページに搭載するというのが、ホームページを1回見ると、しばらく変わっていないので、ホームページをなかなか開かないということのないよう、町として何を発信しているかというのが、こういうときこそホームページを活用していただきたいと。

例えば、RSウイルス感染症の流行期に入りましたと。あまり聞いていませんが、RSウイルスというのはこういうものですよというのや、また、お医者さんからいろいろ情報もいただきながら、七飯町としてどういう病気が今発生しているかという状況を逐次ホームページに載せるという

ことが大事かと。そして、かからないための対策や、かかってからの対策、できればそこまでホームページに載せていただけると、恐らくクリックも大変多く、ホームページを閲覧してくださるのかと思いますので、その点を。

やはり今後いろいろな情報、自分で好きなものだけは、テレビやいろいろなものに関心を持ちますけれども、現状として、いろいろなものが日本中、いろいろなところではやっているという資料とかも載せていただきたいという思いでいます。

病気のところをクリックして、その後どういう形になるかということ、厚生労働省のホームページをクリックして、そちらのほうで詳しい内容が見られるような、ホームページに地域の発生状況を載せていくという、先ほども澤出議員のほうからもありましたけれども、有効活用していただきたいという思いもありますので。

また、周知の中で感染対策、ふだんはマスクをしないとか手指の消毒をしない、うがいというような、感染症の対策を皆さんが周知しているわけですが、今回のRSは、感染経路は接触感染ということでございますので、飛沫感染、鼻汁や咳にRSウイルスが皮膚や衣類、おもちゃなんかに付着して、それに触れて手指を介して移っていくというのがこのたびのRSウイルスということで、特に高齢者、先ほどから課長も話していますように、高齢者や乳幼児にリスクが大変大きいということでございますので、一番かかりやすいところにしっかりと情報提供をしていくと、届けていただきたいところでございます。

そうすると、先ほど福祉課長がおっしゃってありましたように、そういう関係の施設、保育園、幼稚園、また介護施設、訪問看護をしているところには、そういう話を随時していくのと。

私、インターネットを見ましたら、対策ということで、いろいろなデータ、動画が出ております。特に訪問看護なんかは、そこのお宅に行きますので、まずはウイルスを持ち込まない。そして、持って帰ってこないという動画が、上着を玄関先で脱ぐとか、そういう対策。それこそ報告書を書くペンまでも拭くとか、いろいろな注意喚起

の動画がたくさんありますので、その中で施設に合う動画をお勧めして、教えてあげるというのも大事ではないかと思っております。

○議長（木下 敏） 神崎議員に申し上げます。簡潔に再質問を。休憩を挟んでもいいし。

○2番（神崎和枝） 今2問目まで来ましたので、いいですか。

○議長（木下 敏） あとどのぐらいかかりますか。

○2番（神崎和枝） 2問目のところまで。

何と言っても、皆さん知らないウイルスでございますので。

○議長（木下 敏） あと10分で終わるのであれば、質問を続行してください。

○2番（神崎和枝） 休憩で、お願いします。

○議長（木下 敏） それでは、再質問の途中ですが、暫時休憩いたしたいと思えます。

1時10分再開します。

午後 0時06分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

神崎和枝議員の再質問より続けます。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 先ほど2問目の再質問、周知と、どういった注意喚起はという部分で、いま一度、どういった注意喚起とか周知の方法。まずホームページを充実して、今こういう地域の状況、こういう感染症がはやっていますという部門を随時載せていただきたいということでございます。

あと、先ほど途中で終わりましたけれども、動画がたくさん載っていますので、お勧め動画、各施設に合うようなものをお勧めしていただきたいと、そういうことを考えていただきたいところでございます。

それと3項目め、ワクチン、検討して下さるというお話でございました。1人の感染者から、それがきっかけとなって、コロナもそうでしたけれども、ウイルスがどんどん増えていってしまう

という、幼稚園とかいろいろなところで感染した子がお家でおもちゃとかに付着したのが、また、小さい子供に移ってしまうということもございますので、そういうところもしっかりと捉えて、やったださっていると思うのですけれども、その辺りできちっと箇所箇所に合うような動画を提供していただきたいという思いで質問をさせていただきました。

次ですけれども、3項目めということで、今お話ししましたけれども、日本では70万人近くの方がRSウイルスにかかっているということでございまして、そのうち約4,500人が亡くなっているという実態もございます。

平成30年に高知県で発生した養護老人ホームでは、RSウイルスの集団感染で31人が感染し、そのうち4人がその施設で亡くなっているということで、本当にそのときはRSウイルスと言っても、あまり聞き慣れないウイルスであったということで、対応が大変だったと思うのですけれども。

このウイルスは1957年に発見されているというウイルスですが、今、研究者がいろいろな薬事のほうで研究をされているけれども、特効薬というのがないということで、呼吸ができなくなったら呼吸器をつけるとか、対処療法しかないということなので、まず防げるワクチンができたということで、病院の先生とかもいろいろ検討されて、七飯町ではどのくらいの方が呼吸器疾患している方がいらっしゃるとか、そういうことも実態として分かっていると思いますので、そういうところでしっかりと検討を進めていってほしいという思いでございますので、その点もお知らせいただきたいと思えます。

第4項目め、子供が2歳までに100%近く、ウイルスに感染するというので、そういう研究の中で、母体へのワクチンというのは、小さいお子さんにそういった処方箋というか、見ていて家族も苦しくなるような状態の中で、効果が8割以上を見込んでいるという統計もありますので、防げるものであれば、こういうものも考えていかなければならないということですが、母体でするので、いろいろなウイルスに関するワクチンと

か、妊娠前にいろいろ母体に接種しますので、その辺りもしっかりと病院とも、お知らせとか、いろいろ勉強させていただきながら、検討を進めていただきたいというところ。まずは、2問目を終わります。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介） それでは、お答えしてまいります。

まず、周知の関係でございますけれども、RSウイルスがどのようなウイルスかというのはいまだ知られていないということで、そのウイルスについてホームページ等でお知らせできないかというところでございます。

また、RSウイルスだけではなくて、様々な感染症の予防の方法ですとか対応の部分といったものを、感染症がはやる時期に、必要な人に必要な情報を提供できないかと、その方法についていろいろ検討してくださいということだと思います。

先ほど最初の答弁の中で、インフルエンザですとか新型コロナウイルスについては、予防接種の開始時期に合わせて広報、ホームページ等でお知らせをしております。また、肺炎球菌につきましては、高齢者に対して助成を行っておりますので、対象者に通知を出す際にいろいろと周知を行っておりますけれども、それ以外に、先日、町内会連合会の福祉部会の研修会があって、その研修会に保健師が講師として、感染症について予防策ですとかをお話をさせていただいております。

また、町内会ですとか、そういうところで健康相談等がある場合に行った際には、そういう感染症の流行時期には、必要な予防ですとか、そういうお話させていただいております。対面での部分でいうと、町の健診の結果を直接保健師のほうから結果説明をする際にも、対面の機会があればお話させていただいております。

それプラス、議員のおっしゃるとおり、ホームページにいろいろと詳しい情報を載せるように進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

また、動画の部分については、私もお勧めできるものがあるのかというのは確認しておりませんので、もしお勧めできるようなものがあれば、必

要なものがあればぜひ提供できればと考えております。

母体の部分に対しては、影響の部分でお話がありましたけれども、議員のおっしゃるとおり、今のRSワクチンの部分につきましては、薬事承認されたのは1年ほどの間ということで、新しいワクチンとなっております。

このワクチンの有効性についてはある程度、一定な治験はおさめられておりますけれども、安全性についてはまだ限定的なもので、治験が足りていないというところもございます。

ただ、薬事承認されているワクチンでございますので、町としては、安全なものと思っておりますけれども、もし助成等を行う際には、その辺は御自身の判断で受けていただくということが、対応としては一番いいのかと思っております。答弁漏れはないでしょうか。

以上、この形でお願いいたします。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 分かりました。

それでは、2問目に移りたいと思います。

健康アプリ実証実験についてでございます。

町民の生活習慣病の予防や健康増進を図り、健康づくりのインセンティブ、動機づけを高める方法として、健康アプリを今年度は新規事業として行った。これは短期のイベント取組であったが、実証実験の結果について伺いたい。

1、健康への無関心層への効果はどうであったか。

2、イベント参加者アンケートの結果は。また、どのように生かしていくのか。

3、継続実施を要望する声が上がっているが、来年度の計画は。

4、健康ポイント制度の導入に向けて、各世代が継続的に利用したいと思える魅力的な内容の考えはないか。

5、事業に合わせてアプリの講座、健康づくりセミナーを実施する考えはないか。

6、携帯電話を所有していない人への参加対応策の考えはないか。

以上です。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目の無関心層への効果はどうだったかということについてでございますが、参加者からいただいたアンケートの回答を見ますと、今回、ウォークラリーに参加したことで、日々の体重などを気遣うきっかけになったですとか、意識して歩くことが増えたといった声が多く、健康無関心層に対する行動変容のきっかけづくりに寄与したのではないかと考えております。

次に、2点目と3点目について併せて答弁させていただきます。

まず、アンケートの結果についてでございますが、今回、イベントに参加された方は合計で468人となっております。参加者は、年代により三つのチームに分かれており、内訳としては、18歳から39歳のチームにつきましては、参加者が137人、40歳から64歳のチームにつきましては202人、65歳以上は129人の参加となっております。

そのうちアンケートに回答していただいた方は260人で、回答率は55.6%となっております。

アンケートでは、ウォークラリーイベントへの満足度の設問に対しまして、「満足」と回答した方が58%、「やや満足」と回答した方が36%で、約9割の方に満足いただいたという結果になっております。

また、「イベント終了後も歩こうと思いますか」という設問では、「そう思う」と回答した方が72%、「少し思う」と回答した方が24%で、約9割の方が歩くことを意識しており、よいきっかけつくりになったのではないかと考えております。

ほかにも、また「ウォークラリーを開催する場合、参加したいと思いませんか」という設問では、「参加したい」と回答した方が98%となっており、次回開催した場合には参加を望む声が多く、ある程度の成果を得ることができたと感じております。

しかし、今回のイベント参加者数は、参加対象である18歳以上の町民のうち、参加率としては

僅か2%程度にとどまっており、町民ニーズの十分な把握には至っていないものと思っております。

より町民ニーズを把握するために、来年度につきましてもウォークラリーイベントを開催して、町民の健康意識のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

4点目についてですが、各世代の方々に魅力を感じてもらうためには、やはりインセンティブが重要だと考えております。今回のウォークラリーイベントでは、各世代の方々に参加したいと思っただけできるよう、町内の特産品やアップル商品券のほか、デジタルギフトなど幅広く景品を用意しました。来年も各世代の方々がたくさん参加していただけるような企画を考えてまいりたいと思います。

次に、5点目の事業に併せてアプリの講座や健康づくりセミナーなどを実施する考えはないかについてでございますが、今年度は、初めてウォークラリーイベントを行うということもあり、老人大学の講座を初め、各種団体の集まりなどに保健師が出席してアプリの利用の説明を行っております。

また、赤松公園におきまして、スポーツインストラクターによる効率的なウォーキング方法の実演講習会を実施しております。来年度もさらに多くの人に健康アプリを利用していただけるよう、引き続き講習会などを開催してまいりたいと考えております。

6点目の携帯電話を所有していない方への参加対応策についてでございますが、健康アプリはスマートフォン用のアプリで、基本的にスマートフォンがないと参加することができないものとなっておりますので、所有していない方の参加対応については難しいということで、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 今回、健康アプリがどうなったか気になってホームページを見ましたら、そのときは成果の部分がまだ載ってなくて、このたびこういう質問をしたのでございます。その

後いろいろ検索して、ホームページに載っていたということが二、三日前に発見しまして。昨日の話ではないのですけれども、質問したから掲出してくださったのかと考えていましたので、ある程度今の報告の内容はホームページに現在は載っているということでございます。

初めて、やっている期間も少なかったということで、町民の2%という話でございますが、いろいろアンケートや感想文を見ますと、とてもいい企画であったということで、皆さん一堂に喜んで、またこういう企画をしていただいて本当に感謝の言葉がたくさん載っていました。私の質問の中身に似たようなものも結構書いてくれていたというものが出てきました。

七飯町の基本理念は、健康長寿で「住み続けたいまちななえ」ということとございまして、先ほどの健康寿命のところでも、日本が平均で長寿1位だということとございますが、健康寿命との差が10歳くらいあるということと、ここを縮めていかなければならない。自分で体を動かして生活できる、楽しく生きていけるという期間を縮めて、10年を縮めていかなければならないという段階でございまして、先ほども独居老人の亡くなっている方とか、いろいろありますけれども、今回、健康アプリで歩いた方が、とても朝はすがすがしい気持ちになったと。今まで独居で、家の中で全然外に出なかった人が、これを契機に歩くようにやったということで、とても喜んでる声を聞いたものですから、私もこれは続けてほしいという思いから、再度質問をさせていただいたような状況でございます。

皆さん健康な方とございますが、対岸の火事ではないのですけれども、本当に潜伏しているような病気があるのを分からず、不摂生な生活をなかなか直していけない。そういう体を動かすきっかけにもすごい効果があったのではないかと、費用の割には効果が出たイベントではなかったかという思いで私はおります。

2%の人ということで、課長がちょっと寂しい答弁だったと思っておりますので、まずこの部分でありました。

アンケートで、進んでやったという方は458

人だったけれども、アンケートは、結構多くのアンケートを書いてくれたということで、せっかく本人も役所とつながった、友達とつながった。一緒に歩く友人ができたというつながりが、すごい安心感を持ったということもありますので、ここを何とか有効に、パイプというか、つながったものを有効に、いろんなことを進めていただきたいと思っております。

このグッピーヘルスケアもアプリで入れていますので、その部分で活用できるということだと思うのです。その辺りもよくアピールしていただきたいという思いでございます。来年度もやってくださるということで話がありましたので。

健康ポイント制度でございます。今回いろいろなものが世代に合わせてというか、何と云っても中身を見ましたら商品券が結構多く、抽選ですけれども、そういう申し込みがあったということで、我が町にとっては、町の商品券ということで、町内のお店屋で使える、最高のものが、地元のそういうものがありますので、それはそれでそういう商品に代えていただければいいのかという思いでおります。

アプリの講座。ここの部分も、高齢者は携帯を持っているのですけれども、電話だけで、なかなか扱いができないということで、アンケートも、なかなか自分で操作できなくて、アンケートをできなかったという方も聞いております。そういったことで、アプリの講座をもう少し増やしていただきたいという要望でございます。

健康づくりセミナー、予防の方で、5番目に言っておりますところでは、セミナーは大変でしょう。予防係の方は汗だくであちこちで講座していただいているというのは、私もそこに参加させていただいてよく分かるのです。一生懸命やっただけでございます。もうちょっと今後はやっていただきたいという要望、要望ばかりでございますが、そういったものもあります。

保健計画の中でも、七飯町の病歴に対する対策というものも掲げて、計画に入っていると思うのですけれども、そういったものの関係性、血圧が高かったりとか、いろいろなデータを出していますので、それに合った研修セミナーを開いていた

だきたいということで、基本計画にのっとった進め方もしていただきたいなと思っております。

それとあとは、とてもいいセミナーで、歩き方の先生といいますか、そういった方も講演に来てくださって、そのおかげで私も転ばないように歩き方と、これまたすごいことだと思うのですが、すすすすと歩けるようになったということで、皆さんからそういう声があります。

それと5番目です。携帯電話を所有していない人への参加対応の考えはないかということで、各地で紙による健康ポイントというものを結構やっているところがありますので、ウォーキングを週に何回かしたら何百点とか、ジムに行っている人も500点というふうにして、自分で申告して、ポイントの用紙を町でつくっていただいて、最終的には、期間内に町の窓口を持ってくるということで、紙ベースでやっているところが結構ありますので、そういう工夫をしたことも考えてほしいというところでございます。

とにかく、認知症の関係もありますので、口腔、口の中の菌で認知症になったりということもありますので、健康セミナーの中に、そういう計画、基本計画の中であると思っておりますので、そういったセミナーも掲げてやっていただきたいと思っておりますので、再度いろいろ要望を掲げましたが、課長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介） それでは、お答えをしてみたいです。

まず、今回のアプリのアンケート結果を見て、大変よいものだと感じたので、継続して来年も同じようなものを使って、ウォーキングイベントを行ってほしいというお話だったと思っております。

まず、こちらにつきましては、今回のアンケートの結果でございますけれども、ホームページ以外にも町の広報紙12月号にも掲載させていただいております。

その中で、いろいろとアンケートいただいたもの、抜粋した意見を載せておりますけれども、それ以外にも、今回のイベントの部分で申しますと、ウォークラリーのイベント期間が9月10日から9月30日までの21日間でした。

アプリに登録いただいたときに、ウォークラリーのイベントに入る前の歩数もアプリの中でカウントしております。結果の部分に出ておりますけれども、イベント開催前とイベント開催してからの歩数が、イベントを開催してからは伸びております。年代によってそれぞれ違うのですが、18歳から39歳の年齢層でいうと、前から期間中にかけて333歩アップしております。40歳から64歳については1,560歩、期間中に入ってからアップしています。65歳以上の方については3,028歩アップしているということで、全体平均で約1,600歩ぐらい、期間に入ってから歩く歩数が伸びておりますので、この数字を見ますと、ウォークラリーの効果としては、歩くという意識づけになったというデータも取れたかと思っております。

来年もいろいろアプリの部分の御意見をいただきたいということで、ウォークラリーの部分で、楽しく御参加をいただきながら、また意見を頂戴していきたいと考えております。

また、アプリの講座をもうちょっと増やしてほしいというところでございますけれども、今回、講座の部分については、先ほど言ったように老人大学以外にもいろいろな団体、町内会に行ったり、健診の結果を8月に健診結果説明会があったのですけれども、その際にも、アプリの使い方とか、その場でダウンロードの仕方も一緒に教えたりして、ダウンロードしてもらったりという活動もしておりました。来年もより多くの人に参加してもらうために、同じように、対面的な部分も活動していきたいと思っておりますし、また、今年参加していただいた方以外にも、もっといろいろな年齢層の方に参加をしていただくように周知してまいりたいと考えております。

また、議員がおっしゃっている健康づくり計画というのは、本年3月に第5期の健康づくり基本計画を作成した部分に則って進めさせていただきたいということだと思います。こちらの部分でも、ウォークラリー、健康アプリの事象というものは載せていますので、引き続き計画に則って進めていきたいと思っております。

また、健康ポイント付与の部分で、紙の利用と

いう話もあったのですけれども、ほかの町の事例というのが、恐らく健康アプリを本格的に運用して、当町の今回のウォークラリーの歩数の集計以外に、例えば日常アプリを開いたら健康ポイントが幾らつきましますとか、多分本格運用している町のケースだと思うのですけれども、七飯町の場合は、今回、少ない委託料で、主にウォークラリーの事業となっておりますので、なかなか健康活動のポイントとは連動しないので、紙の部分については、将来的に本格運用する場合には検討する部分はあるかもしれませんが、今のウォークラリーイベントでの事業の部分では難しいということで、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 分かりました。

なかなか今のグッピーヘルスケアとの関連性は、リンクできないということでございましたが、最小の経費で最大の効果ということで、それこそ携帯を持っていない方の紙での申請ですから、ある程度のポイントを紙でつくって、自分でいろいろやってみてという、そういう昨今ですからお金はかからないと思うのです。別です。同じにはいかないと思うのです。電子のものを持っていないけれども、そこに参加できるような手法というか、それは全然お金はかかりませんので、自己申告で最後に出していただくという方法は幾らでも、一緒に連動してできるかと思っておりますので、高齢者で携帯を持っていない方はやはり寂しい思いをしますので、そこら辺はちょっと工夫してあげてほしいという要望をさせていただきます。

それと、先ほどからホームページをもう少しとということで話していますように、生活習慣病対策もしっかりと載せていただきたいと、1人でも多く健康への無関心層に呼びかけるという意味でも、ほかでもやっておりますが、日々続けられるような、プラス1、プラス2というような動きのものを載せたらいかがかと思う。朝起きたらラジオ体操をしましょうとか、簡単なものでいいと思うのですけれども。役所あたりも朝来たらラジオ体操から始めるということも、すがすがしい、健康になる一歩かと思っておりますので。どこかの町でラ

ジオ体操をやっていました。そういうものも考えてほしいと思います。

また、町のウォークラリーコースも何コースかつくっていただいているかと思っておりますので、週末だけのジョギングということで、コースを載せて、本町だとか藤城だとか大中山とか、コースができていますので、そのコースを土日にかけて回るとかという方向のお知らせをしたり、野菜不足だったという人方には、プラス少し野菜を取りましょうみたいなコメントを、生活習慣病に対する対策みたいなホームページもつくっていただければとても有り難いと思っておりますけれども、その辺り、もし何かありましたら、紙ベースと、生活習慣病対策をホームページに載せて、ちょっとプラスアルファ、頑張りましょうみたいなものを入れてあげるといっても、健康維持にとっては十分プラスになっていくと思っておりますので、その辺の考え方を。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介） それでは、まず、携帯を持っていない方の紙の参加でございますけれども、今回行っているウォークラリーイベントのアンケートを聞く部分では、アプリの使い勝手を聞く項目もあるので、紙の部分でいうと、アンケートに答えづらい部分もあると思うのですけれども、また、アプリの順位も携帯を使っていると、今現在、自分が大体何歩歩いている。チームとしてどのくらいの距離が進んでいるというところを目で見ながら、楽しみながらウォーキングを楽しんでいただくという部分では、アプリを活用しないと醍醐味というのが薄れるのかと思いません。

紙の部分、期間中に歩いた部分を歩数として上げてもらうというもの一つあると思うのですけれども、そこは、うちとしては数字を把握させていただくという部分ではできないことはないのですけれども、参加される方が楽しんで参加していただけるかという部分ではちょっと難しいのかと思っておりますので、紙でも参加したいという方がいれば検討もしていきたいと思っております。

また、町として健康活動をホームページの一つでも二つでも載せられないかというところでござ

います。ホームページでもいろいろ周知等はしているところがございます。いろいろな情報も載せさせていただいているのですけれども、町が行うウォークラリー、ホームページだけではなくて、町の公式のLINEですとか、若い人は使っていますので、そういったものでも、ホームページだけではなくて、いろいろなデジタルツールも利用していきたいと思っております。

また、その先ほどラジオ体操というお話がありましたけれども、今年使っていただいた健康アプリの中にラジオ体操をかけられる機能がありますので、ふだんからラジオ体操ですとかのアプリを使って、ぜひやっていただければ有り難いと思います。

また、ウォーキングコース、保健センターの前にも町内のウォーキングコースが載っております。確かに議員のおっしゃるとおり、常日頃、ウォークラリーの期間に併せて、コースがありますという周知も併せて行っていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、生活習慣病の予防の部分で、野菜を取りましょうとか、そういう啓発を行ってはどういうこととございます。町の広報紙に毎月健康レシピを載せています。そういうものも活用しつつ、たくさん見ていただくようにPR等に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） ちょっと長くなりました。課長、やっていることは十分に分かっています。本当にしっかりやっていただいていると思っておりますけれども、視点を変えて、せっかくウォーキングコース、文化センターとかコモンとかを中心に回っていますので、そういうところにスタンプを置いて、土曜日、日曜日に歩いて回ってきたら一つ押すという形でどんどん、紙ベースでもウォークラリーはできますので、せっかくつくったのですから活用していただくという方向性で、あまりやる気のない答弁でございますので、まだ若い課長ですので馬力を出して、予防係の方に大変苦勞をかけるという、後ろ髪を引かれているのかと

思っているのですけれども、もっとやる気を持って、町民の健康のため、命を守るためにしっかり進めていただきたい。そんなにお金のかかるものでもないですから、ここはしっかりやっていただきたいと思っておりますので、もう1回、答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介） 今、コースのところにスタンプを置いて押せるようなところで、スタンプを置ける施設があるかどうかを確認しながら、もし可能であれば、そういう対応が取ればぜひ検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） 通告に従いまして、1問、質問させていただきます。

七飯町火葬場ななえ斎苑の現状と今後の維持管理について。

平成10年に完成したななえ斎苑は、建設後26年経過し、細部に老朽化が進んでいる状況であります。

利用する方は、故人と最後のお別れをする場であり、服装も正装で利用する方が多いことから、次の点について伺います。

1、今年の夏場はエアコンが故障し、利用者からエアコンが効いていなくて暑くて大変だったと多く伺っておりますが、どうしてすぐに修理しなかったのでしょうか。男子トイレの悪臭が気になるとよく伺いますが、その現状について。

2、老朽化に対し、現段階での修繕計画と今後の対応について伺います。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） それでは、1点目についてでございますが、七飯町火葬場ななえ斎苑のエアコンは、炉前ホール、告別室、待合ロビー及び和室に設置されております。故障しているエアコンは、平成12年に設置し、24年経過した待合ロビーのエアコンであり、昨年10月から故障しております。

今年度は各公共施設において、夏の暑さ対策と

してスポットクーラーを設置しており、ななえ斎苑においても待合ロビーにスポットクーラーの設置、また、火葬に参列される方々が利用される前から隣接の和室のドアを開放し、冷気を待合ロビーに送るなど、室温が高温にならないよう運用してまいりましたが、結果として、待合ロビーを御利用の方々には、暑さのため、御不便と御迷惑をおかけすることとなりました。

ななえ斎苑については、御質問のとおり、服装も正装で利用される方であり、体調管理が難しいお子さんや高齢の方々が利用する施設であることから、利用するの方々にとって快適に利用していただけるよう財源も含め検討してまいります。

なお、男子トイレの悪臭については、排水トラップと排水管内に付着した尿石により、排水の流れが悪くなり、排水が逆流し、外部の排水が溢れ、悪臭が発生していたことが原因となっていたことから、排水管の清掃を発注し、対応しているところでございます。

2点目でございます。現段階での修繕計画については、火葬炉や電気機械設備の火葬場としての根幹となる設備については、毎年度点検を実施し、消耗具合によって修繕を行っております。

今後の対応について、ななえ斎苑は建築後26年が経過しており、設備も老朽化していることから、定期的に設備の点検診断等から、早期段階における修繕及び改修を行い、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減を図るとともに、ライフサイクルコストの低減、施設の運用効率化を図り、利用者にとって不便のない環境整備を実施してまいります。

また、日常的に職員が施設内を巡回し、目視確認を中心に、設備の運転状況や異常の有無などを確認し、職員が対応できる不具合など、迅速に対応するなど、施設の快適な環境の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） スポットクーラーを設置し、エアコンを設置している和室のドアを開放して、待合ロビーが高温にならないように運用していたということですが、昨年、エアコンが

故障していることを把握したにもかかわらず、なぜ修理を行わず、スポットクーラーを設置したのか、その経緯はどうなっているのでしょうか。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） まず、スポットクーラーを設置した経緯でございますけれども、故障したエアコンは、設置から24年経過したビルトイン型の業務用のエアコンであり、耐用年数15年を超えていたため、壊れていた問題が生じた部品については、メーカーの保有期間が過ぎ、また代替品がないというものであったため、修理ではなく、新たにエアコン一式の交換工事が必要でありました。

そのときの判断といたしましては、今年度、令和6年度に各公共施設における夏の暑さ対策としてスポットクーラーを導入するという話もございましたので、まず、スポットクーラーを活用して、今年度は対応したという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） エアコン一式工事が必要であったが、ななえ斎苑にスポットクーラーを採用したということでございますけれども、昨年10月にエアコンの故障が分かっていたのであれば、当初予算にも間に合うでしょうし、第4回定例会の際にも間に合うと思うのです。第4回定例会に載せて、納期がかかるのであれば繰越明許で予算を繰り越して、夏場に対応できるような対応もできたかと思うのですが、なぜエアコンの修理もしくは交換というものを予算計上しなかったのでしょうか。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） 今、議員のおっしゃるとおりでございますけれども、壊れたのが昨年の10月ということで、そのときには交換が必要で、工事が必要であるということ把握して、今年度に予算計上しなかったという趣旨の質問でございますけれども、まず、令和6年度に予算計上しなかった理由でございますが、火葬場についているエアコンについて、今年度交換の公共施設とか教育施設のエアコンの整備など、空調の整備の予算が七飯町全体として大きくなった。そ

の中で火葬場のエアコンを取り替える予算の優先順位について、なかなか確保すること、今回はエアコン工事は見送らせていただいて、先ほど説明したとおり、今年度、スポットクーラーについて、各施設に導入するというごさいますので、今年度にはエアコンの交換工事の予算を計上しなかったという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） 新設も大切なのですが、今あるストックに対して維持管理を行っていくということは何より大切なことですので、今、新規は新規で延びていくこともあると思うのですけれども、今あるものをきちんと維持管理して、町民の皆様が快適に利用をしていただくということが一番大切なことだと思いますので。

先ほど財源も含め検討するという答弁がありましたが、今後の改善はどのように対応するのか、対応方法を教えてください。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

2時10分再開します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

佐々木陵二議員の質問に対する答弁より入ります。

環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收） それでは、再質問にお答えしてまいります。

財源を含めて検討するという答弁であったが、どのように対応するのかという御質問でございしますが、まず、火葬場については、七飯町公共施設等総合計画に基づき策定したななえ斎苑個別施設計画をつくってございます。

その中の第4の（2）施設の管理に関する実施方針というものをうたってございます。その中で、利用者にとって不便のない環境整備を実施する。そして、施設の優先順位の考え方においても、利用者に対し不便が生じる場合には最優先で

対応することとします。また、利用者の利便性の向上に寄与する施設の改修及び長寿命化対策について、優先度を高く検討しますと搭載してございます。

現状、先ほど答弁したとおり、ななえ斎苑でございしますが、エアコンについて、4部屋に設置してございまして、そのうち、待合ロビー1か所のエアコンが故障していた状況で、火葬場なので、利用者の方が参列される前に和室とかを開けて、エアコンを全開にして、待合ロビーの温度が高くないように努力してございしましたが、今回、先ほどのお答えしたとおり、結果としては利用者の皆様に御不便、御迷惑をかけたところございしますので、先ほど言った個別計画に基づき、エアコンの交換工事を含めた施設の暑さ対策について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） 検討していくということでございますけれども、スポットクーラーは、クーラーのないところにスポットクーラーをつけて、ちょっとでも涼しい状況をつくってあげましょうという程度のものだと思いますので、やはりビルトインエアコンとなると製作にも相当数かかりますでしょうし、工事もかかるので、来年の当初予算でつけて夏までに間に合うのかどうか分かりませんが、利用者の方からは、暑くて暑くてどうしようもないと。半袖、短パン、サンダルで行けるような場所であればいいのですけれども、やはり正装で、上着も着ていかなければならないということになると……。

当初予算で、来年の暑い時期に間に合うのかどうか分かりませんが、町長、一言、やりますという言葉はいただけないでしょうか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今回、ななえ斎苑の件に関しましては、大変御迷惑をおかけしたと思いません。昨年、エアコンが故障したのですけれども、待合室の部分では、和室とロビーの椅子の席があるのですけれども、和室のほうは稼働していたものですから、全体のエアコンを設置する町の公共施設が多かったものですから、その中で、全て壊

れているところとか、ないところを優先にさせてもらったということがあって、火葬場については、和室のエアコンを稼働しながら、もし足りないようであればスポットクーラーで対処して、次年度、翌年に検討して、順番に進めていこうという考え方の中で、故障したのに直していないというよりは、やりくりでもって賄えるかどうかということをしてきた中で、猛暑が2年続きで、また、今後も猛暑が続く可能性が多いという部分を考えますと、来年度に向けて財源の部分も、長寿命化というものを見極めながら、当初の予算査定の中で検討させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） 壊れている場所が待合ロビーですから、火葬炉が前後で燃えているような状態、熱も出てき、まだ待合室のほうは外気温等々で、エアコンも効いていますしいいのでしょうか、一番暑いところに利用者がお別れで一番悲しんでいるところで、汗だくの状態ですと取骨するということも大変だと思いますので、検討しますではなく、やりますということで、一言いただきたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） エアコンの場所は炉前ですか、逆質問かもしれませんが、場所の確認を。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） ロビーのエアコンが壊れているということなので、火葬炉の裏方の方はエアコンがあるかどうかは自分も知りませんが、ロビーのエアコンのビルトインが壊れているということなので、ロビーのエアコンの修理ということですか。

○議長（木下 敏） 町長に申し上げます。

取骨室はビルトインではないから。あそこが一番新しい。そこは混乱しないように。玄関に入つてすぐのところのビルトイン。

町長。

○町長（杉原 太） 和室と、出入りするところの大きい廊下の部分も上に2台ある部分に関し

て、先ほど言ったように和室とつながっているものですから、ちょっと様子を見させてもらったというのがあって、それでも暑かったということでしたから、それに関しましておわび申し上げたいと思います。

その部分、今回、1年間状況を見させていただいたという経過もございまして、そこが非常に暑かったということもございまして、再度、現場の【3:01:18 聴取不能】とも確認した上で、来年度は予算措置できるように考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきしたいと思います。

以上でございます

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） 2点目にも関わるのですが、老朽化に対し、現段階で修繕計画と今後の対応について、先ほどの答弁にあったななえ斎苑の個別施設計画に基づき実施していくということによろしいのでしょうか。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） 2点目の御質問の再質問ということで、先ほど私のほうでななえ斎苑の個別計画の一部の内容を答弁させていただきました。

2点目の御質問の老朽化に対し、現段階での修繕計画と今後の対応ということでございますが、そういったところで、まず基本となるのは、先ほど1点目で答えさせていただいた中に、ななえ斎苑個別施設計画というものを作成してございます。こちらについては、令和2年に策定し、令和4年に中間で見直ししたものでございます。こちらについて、基本に、老朽化に対しましては、個別計画の中身は、毎年検検を実施し、火葬炉や電気機械の設備の消耗具合によって修繕も行っております。建築後24年経過している古い施設でございますので、大規模改修も視野に入れながらという形で、この計画に搭載したとおりで改修して、火葬業務の効率化、利用者にとって不便のない環境整備を実施して、計画どおり修繕をしてまいりますと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） 毎年検閲を実施して、火葬炉や電気機械設備の消耗具合によって修繕を実施していくということでありませけれども、通告にないので分かる範囲で構わないのですけれども、過去1年とか過去5年というものの修繕料や工事費の内容等が分かる範囲でよろしいので、答えていただければ。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） 決算数値であれなので、令和5年度から遡ってという形でよろしかったでしょうか。

まず、計画の中で修繕と工事という形で大きく分かれてございますが、令和5年の修繕については、火葬場の屋根修繕他7件で22万8,118円、同年、令和5年度の工事請負費は、火葬炉制御盤設備改修及びバーナー一部取替工事ということで337万7,000円。令和4年度でございますが、修繕料としては、墓地のほうの散水栓の交換で9万9,000円、工事請負費は、火葬炉制御盤設備及び霊台車耐火物張替工事ということで396万円。令和3年度でございますが、修繕料として、多目的トイレの入り口引き戸修繕他4件で24万7,819円、工事請負費でございますが、2号炉主燃焼炉セラミック全面張替他1件で299万4,200円。令和2年度でございますが、修繕料は、火葬炉桶運搬車修繕他9件で53万8,306円、工事請負費は、1号炉主燃焼炉セラミック全面張替他4件で286万9,900円。令和元年度が修繕料で、待合ロビーエアコン修繕他7件で28万2,131円、工事請負費で、霊台車耐火張替工事で103万6,800円という形で修繕してございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） 通告にない数字をありがとうございます。

数字を聞いていると、計画的に平準化された数字が並んでいますので、計画的に直されてきているのかとは思いますが、直してきているということは分かりました。

ななえ斎苑は、町内に1か所しかない火葬場で、代替の利かない施設でございます。火葬炉以

外の設備が突然の不具合や故障により、利用が制限されないよう早い段階で修繕及び改修が必要と考えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） まず、先ほどの計画を基本としますけれども、まず、日々の専門業者による定期点検、専門業者による点検・診断、職員による設備の異常の前兆があるかないかということで、休止して、兆候があった場合には早い段階で対応して、議員の御質問とおり、七飯町内に1か所しかない施設でございますので、火葬炉は1号炉と2号炉と二つございますので、片方が壊れても片方で運用はできますが、なかなか日によっては火葬件数も増えることもございますので、そうなってくると御利用の皆さんに御迷惑のかかることも想定されますので、そういった意味で、先ほど言った計画どおりにやらせていただくことと。

先ほど過去の決算で言いましたけれども、火葬炉の張り替えとか、火葬炉はセラミックというか、焼けても耐火部分という形で、日々、直接業務に支障のない形、壊れると支障になるような火葬炉とか台車とか、裏のバーナーというものについては、細心の注意を図りながら、専門業者が毎年見ていただいておりますので、そういったところで、議員の質問でおっしゃるとおり、早い段階でそういったものは対応して、御利用される方に御迷惑のかからないように、今後も修繕、改修していきたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） 修理とか修繕もそうなのですが、火葬場のあるところは谷形状になっていますので、災害等で使えなくなるということもあると思うのです。近隣市町も壊れて使えなくなるということもあると思うのですけれども、その際に、協定といいますか、包括協定といいますか、近隣市町と協力してやっていきたいと思いますというものは今まであるのでしょうか。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） 災害で七飯町が被災した場合とか、火葬場が使用できないとか、想

像以上の災害で火葬の受入れが困難な場合という状況を想定してお答えさせていただきますけれども、七飯町としては、個別に火葬場として、ほかの市町とは、災害があった場合の協定は個別には結んでいないというのが現状でございますが、北海道全体の広域として、たしか平成28年か27年辺りに、北海道広域火葬実施要領か要綱というものが北海道でつくられて、災害等が発生したときに、市町村が【聴取不能】で使用している火葬場の能力だけでは対応できないことがあるので、北海道の協定の中では、そういうものはできているというのが現状でございます。

○議長（木下 敏） 暫時休憩します。

2時45分再開します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時43分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

佐々木陵二議員の質問に対する答弁より入ります。

環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） 貴重な時間を費やしてしまい誠に申し訳ございませんでした。

先ほどの質問の答弁でございますが、七飯町のななえ斎苑の火葬炉が壊れた場合、通常は近隣の市町の火葬場を御利用させていただくという形になりますので、七飯町のななえ斎苑が直るまでは、1号、2号、両方あるのであれなのですけれども、使えない場合は近隣の北斗であったり函館であったりとかという形のものを使わせていただき、対応していただくという形でございます。

以上でございます。

延 会 の 議 決

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに決定いたしました。

延 会 宣 告

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時44分 延会

